

**児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案）に対する
市民意見募集結果について**

1 実施期間

令和6年10月1日から10月31日まで

2 周知方法

(1) 本市の広報媒体による周知

市ホームページ及び広報よこほま（10月号）への掲載、市公式Xアカウントからの発信

(2) 施設等へのリーフレット配架

市役所（市民情報センター）、区役所（広報相談係、こども家庭支援課）、児童相談所、地区センター、コミュニティハウス、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター、障害者地域活動ホーム、市内中核医療機関等

(3) 関係機関等への周知

市立小中学校、市内保育所・幼稚園、児童養護関係の入所施設、里親フォスタリング機関、里親、地域療育センター、地域子育て支援拠点、民生委員児童委員・主任児童委員等

3 実施結果

(1) 意見総数

42通、60件

属性		通数	意見数
大人		33	46
こども	小学生	5	7
	中学生	1	2
	その他	3	5
合計		42	60

(2) 提出方法

提出方法	通数
電子申請・届出システム（大人向け）	19
電子申請・届出システム（こども向け）	5
郵送（ハガキ）	17
電子メール	1
合計	42

(3) 項目別意見数

項目		意見数
職員	一時保護施設に配置する従業者及びその員数	9
設備	一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項	7
運営	一時保護施設の運営に関する事項	32
その他	その他	12
合計		60

(4) ご意見への対応状況

賛同	条例（骨子案）の内容と同趣旨又は賛同いただいたもの
参考	個別の取組等に対するご意見やご質問として参考にするもの
その他	条例（骨子案）に関する内容以外のご意見やご質問として取り扱うもの

(5) いただいたご意見と本市の考え

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
1	職員	ケアが必要な子が多いので、職員数を増やして個別の時間を増やすなど手厚くしていただきたいです。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「職員」の項目に盛り込まれています。一時保護されているこどもに対する職員の数を規定し、体制を強化します。
2	職員	職員が忙し過ぎるのではないかと。職員を増やして、もっと一人一人、そして家庭に寄り添えるようにしてほしい。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「職員」の項目に盛り込まれています。一時保護されているこどもに対する職員の数を規定し、体制を強化します。
3	職員	一時保護が必要な子どもたちは、安全とは言えこれまで暮らしていた環境から大きく引き離されます。その不安や緊張感は想像以上です。そのため、一時保護こそ通常の児童養護施設基準より大幅に手厚い職員配置が必要です。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「職員」の項目に盛り込まれています。一時保護されているこどもに対する職員の数を規定し、体制を強化します。
4	職員	日中、夜間の一時保護所の職員の増員を望んでいます。仮に長時間勤務募集で人員がこないなら、短時間勤務での募集で人員を募ってほしいと思います。職員の人数に余力がないと、職員の方がメンタルや体力両面で疲弊してしまいます。また子供達にも影響がうまれます。我が子は保護所で他の児童からイジメがありましたが、あまり対応していただけなかったと我が子が言っていたのと、「職員さん優しくかったけどいつも忙しそうだった」と我が子が言っていました。一時保護所にいる子供達、職員の方達に骨子案が良い方向になるようお願いしています。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「職員」及び「夜間配置」の項目に盛り込まれています。一時保護されているこども児童に対する職員の数を規定し、体制を強化します。また、夜間の職員配置についても規定し、適切な対応を図ります。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
5	職員	保護施設職員の充実、夜勤体制、眠れない子ども、話したい子どもへの対応がスムーズに行えるように	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「職員」及び「夜間配置」の項目に盛り込まれています。 一時保護されているこども児童に対する職員の数を規定し、体制を強化します。また、夜間の職員配置についても規定し、適切な対応を図ります。
6	職員	どんなに大人がついても人数に関係なく 子供との本当の姿を見つめられる人材が必要なのではないのでしょうか。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」及び「一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等」の項目に盛り込まれています。 児童の権利に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して、運営する旨を規定するとともに、職員一人ひとりが、児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援ができるよう人材育成を行っていきます。
7	職員	男性職員、女性職員比率が同じの毎日であってほしいです。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「職員」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に沿った職員配置とともに、男女職員の割合も考慮していきます。
8	設備	子どもによって1人でいたい子や、1人になりたくない子、その時の気分によって変わることもあるため、居室や居場所を、年齢で分けるだけでなく、その子の特性に応じて柔軟に対応できると良いと思います。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「設備の基準」の項目に盛り込まれています。 一人部屋と複数人部屋について規定し、どちらの部屋を利用するかは、こどもの状況に応じて適切に判断します。
9	設備	児童相談所の一時保護施設は、居室、リビング等があり生活の場であることに加え、学習室、園庭等を持ち学びの場でもあるということが分かりました。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「設備の基準」の項目に盛り込まれています。 一時保護施設は生活の場、学習の場でもあり、必要な設備について規定し、一時保護されているこどもが安心して過ごすことができるよう支援を進めていきます。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
10	設備	精神的に不安定な状態にある子どもたちに集団生活を強いることは、物理的な安全を最優先した大人の都合です。 こどもの権利条約にもある「子どもの最善の利益」の保証をするために、一人一人の子ともに必要な心の安全を作ることができるよう、家庭に近い規模の一時保護専用ホームを設置する事が必要です。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 また、条例では「設備の基準」の項目で、ユニットについて規定します。また、里親等への一時保護委託等も行っており、これらを合わせて、こどもが家庭的環境で安全にかつ安心して過ごせるよう努めます。
11	設備	児童相談所の職員による性被害の報道も目にするため、プライバシーに配慮しつつ監視カメラの設置を検討してください。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「設備の基準」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 一時保護されているこどもの安全の確保とともに、プライバシーにも配慮し、適切な場所にカメラの設置を行います。
12	運営	大人の都合でなく、子供を第一に計画し実行してほしいです。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」の項目に盛り込まれています。 児童の権利に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して、運営する旨を規定し、条例を踏まえて運営を進めていきます。
13	運営	子どもが安心してすごせることを第一に考えてほしい。職員の方も無理のない方法、やり方であればいいと思う。	賛同	ご意見の趣旨については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」の項目に盛り込まれています。 児童の権利に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して、運営する旨を規定し、条例を踏まえて運営を進めていきます。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
14	運営	<p>児童施設では以前から刑務所のような運用がなされ、施設職員が児童を囚人のように扱う事案が見受けられた。</p> <p>本来、保護施設は心に傷を負った子供を保護し、ケアする場所であるはずなのにこれでは本末転倒である。よって、子供の人権を最大限に尊重し、子供の心のケアをする場所であるように保護施設が運用されるように条例を定めるべきである。</p>	賛同	<p>ご意見の趣旨については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」の項目に盛り込まれています。</p> <p>児童の権利に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して、運営する旨を規定し、条例を踏まえて運営を進めていきます。</p>
15	運営	<p>児童相談所での生活は、しばらくは子供の意志（意思）と人権を大切にしたいです。</p>	賛同	<p>ご意見の趣旨については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」及び「児童の権利擁護」の項目に盛り込まれています。</p> <p>児童の権利に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した運営とともに、児童の権利擁護や意見等を尊重した支援を規定し、条例を踏まえて支援を行っていきます。</p>
16	運営	<p>大人だけで決めた約束も良いかもしれないけど、子供からの意見を取り入れる事も大事なのかなと思う。</p>	賛同	<p>ご意見の趣旨については、条例案のうち、「児童の権利擁護」の項目に盛り込まれています。</p> <p>児童の権利擁護や意見等を尊重した支援を規定し、条例を踏まえて支援を行っていきます。</p>
17	運営	<p>子どもたちは、いろいろな複雑な思いをかかえているので、少しでも気にかかることがあったら職員全員で共通の認識を持っていられるよう細かに連絡ノート（日誌）に書くようにして、児童の気持ちを第一に大切に、物事を決めていく</p>	賛同	<p>ご意見の趣旨については、条例案のうち、「児童の権利擁護」の項目に盛り込まれています。</p> <p>児童の権利擁護や意見等を尊重した支援を規定し、条例を踏まえて支援を行っていきます。</p> <p>こども一人ひとりの気持ちをこまめに確認し、その状況に応じて支援方針の見直しを行っていきます。また、その内容は日誌に書くだけでなく、日々の引継ぎや定期的な会議の中でも共有しています。</p>

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
18	運営	保護された児童に対して、本人の同意があれば児童精神科と心理士のもと、発達検査を受けられる支援があると良い。STなど作業療法士が介入して支援が自動的に受けられるようになると良い。場面緘黙など自分の状況を自ら発信できない児童に積極的に手を差し伸べてほしい。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「生活支援及び親子関係再構築支援等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 日々の行動観察や心理療法職員による対応や児童心理司による検査や支援等により、個々の状況を的確に把握し、対応していきます。
19	運営	虐待を受けた子は「自分が悪い」と考えたりそう大人から言われて育っている子もいるため、通常の生活だけでなく、専門スタッフが子どもの心のケアや自分を大切にできるように教育をする時間、またそのためのプログラムがあると良いと思います。自分の考えや気持ちを伝える方法、周囲に伝えても良いということも家庭で学べない分、施設で繰り返し教えてあげることが重要と考えます。具体的に、今後正しい助けの求め方も合わせて教えてあげたら、最悪の事態を少しでも減らせるかもしれません。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「生活支援及び親子関係再構築支援等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 日々の行動観察や心理療法職員による対応や児童心理司による検査や支援等により、個々の状況を的確に把握し、対応していきます。
20	運営	関係職員だけではなく、もう少し子どもたちの身近な方が生活を見守れるような関係性があると安心するのではと感じました。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 地域社会への一時保護施設の運営状況の説明を規定します。地域の市民の皆様や関係機関にも一時保護施設を知っていただき、地域の中で温かく見守っていただきたいと考えています。
21	運営	なんとなく暗いイメージなのでもっと明るく楽しいイメージになるように広報したらよいと思います。24時間テレビの寄付で何を贈られたのかも気になります。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「一時保護施設の一般原則」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 地域社会への一時保護施設の運営状況の説明を規定します。地域の市民の皆様や関係機関にも一時保護施設を知っていただき、地域の中で温かく見守っていただきたいと考えています。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
22	運営	年頃の子達に基礎化粧品やコスメを支障をきたさない程度に揃えてあげる。 付き添いありでも、お買い物とか、施設外へ少し出させてあげる。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。
23	運営	お年頃の子達へ、基礎化粧品やコスメを充実させてあげる。 付き添いありでお買い物など、施設外へ出させてあげる。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。
24	運営	子供の靴が、ボロボロだったので新しい靴を買ってあげたかった。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。
25	運営	安全確保が第一ですが、できる限り集団行動や特殊なルールを減らし、家庭に近い環境にしていきたいです。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。
26	運営	それぞれ違う環境で生活してきた児童が、快適に過ごせるように多くのルールが設定されていることが分かりました。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
27	運営	子供達の性格に合う、合わないなどを考慮し部屋割りや行動を見守る等、トラブルやいじめがなくなるような配慮が必要だと思います。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。
28	運営	子供の意見を聞いて子供達の居やすい場所とルールづくりをして欲しいです。大人がルールを守ることでも大事ですね。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどものルールの見直しとともに、職員の対応についても検討をしていきます。
29	運営	(職員が) 職場にスマホを持ち込まない、スマホを見ない等もお願いします。勤務時間だけでなく、子どもたちの就寝時間もスマホをもって見回りとかされるのも嫌だと思いますので…	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「児童の権利の制限」、「児童の行動の制限」及び「児童の所持品等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどものルールの見直しとともに、職員の対応についても検討をしていきます。
30	運営	被措置児童虐待の防止のための職員研修には、性教育の観点も取り入れてもらいたい。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「一時保護施設の職員の知識及び技術の向上等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 被措置児童等虐待防止の取組の中で、性加害防止についても盛り込んで実施します。
31	運営	小児性愛者の排除をお願いします。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「一時保護施設の職員の知識及び技術の向上等」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 被措置児童等虐待防止の取組の中で、性加害防止についても盛り込んで実施します。また、令和6年6月に制定されたこども性暴力防止法を踏まえて、今後の対応を行います。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
32	運営	ご飯やおやつなど希望したメニューを食べられる日や選抜メニューの日などであると良いと思う。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「食事」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 条例に従い、こどもの意見を聞きながら、より具体的な対応を検討していきます。
33	運営	横浜市北部児相の一時保護所に子供がお世話になった者です。 一時保護所では学習の時間があると子供や、児相の職員の方から伺いました。また一時保護所と学校の先生とのやり取りがあると保護が決定した面談で児相の職員の方から伺いましたが、実際には学校の先生と児相（一時保護所）のやり取りは、「連絡来てません」と学校の先生と面談して聞きました。 一時保護所に入所中は学習プリントや学校の先生と面談する機会もありませんでした。 学校で義務教育を受ける機会を一時保護所では、学習時間が少ないのできちんと教育が受けられず、退所後に学習の遅れが感じられます。実際に児童が通っている学校とやり取りし、児童にあった学習プリントや学校の先生との面談、学校のタブレットを一時保護所に貸し、学校と保護中の児童の交流があることを望んでいます。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「教育」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 通学や進学への支援、その他支援について、教育委員会や在籍校とも連携しながら、具体的な取組を進めていきます。
34	運営	一時保護中、子どもと所属していた機関との途切れない繋がりづくり 例えば、小学校・中学校などで、不登校児に向けたオンラインを通した課題の提出や返却。慣れた先生からの添削を受けた課題を通して、少しでも安心感・所属とのつながりが残っていることを感じてもらえれば良いと思う。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「教育」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 通学や進学への支援、その他支援について、教育委員会や在籍校とも連携しながら、具体的な取組を進めていきます。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
35	運営	安全が守られる子は通学もできる ようになると良いと思います。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「教育」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 通学や進学への支援、その他支援について、教育委員会や在籍校とも連携しながら、具体的な取組を進めていきます。
36	運営	「横浜市独自に追加する内容」について、条文における骨子と言う事なので、具体的内容は明記されないと 思われます。 ①「教育の項目を独立して規定」について、 教育に特化した条文の中で、一時保護された児童に有用な教育を具体的に展開できる条文の意思が重要 と思われます。この条文で、具体的に何ができるのかが重要と考えます（骨子の段階なので仕方ない部分 があるとおもわれます）。 「進学に関する支援を追加し、支援の一層の推進を図る」について、原籍校での評価（成績）が進学に関わる ので、中学、高校、大学受験に係る定期試験などの参加や、内申書に関わる授業内の評価を考えると、原籍校への登校など、具体的な一歩に 繋がる条文になると良いと思われ ます。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「教育」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 通学や進学への支援、その他支援について、教育委員会や在籍校とも連携しながら、具体的な取組を進めていきます。
37	その他	こうゆう取組を推進していることに感謝しています。ただこの冊子は学校にも広く児童にも見てもらうことが必要なのではないでしょうか。是非そのような環境が構築されることを望みます。	参考	いただいたご意見については、条例案のうち、「教育」の項目に係る取組を推進していく上で、今後の参考にさせていただきます。 今後、教育委員会との連携も進めていきます。その中で、具体的な対応を検討していきます。

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
38	その他	<p>私はシェルターに保護され、児相と繋がり、現在は自立援助ホームで生活しています。</p> <p>一時保護所に入っても家に帰される可能性が高いと周りの子達からも聞いていたので、成人した18歳まで（保護されて家に帰されたとしても1人で生活できる年齢）児相に言わずに虐待下で耐えていました。</p> <p>一時保護所に入った後のことが分からない未成年には、他者からの通報で保護される以外だと、自分から相談に行く壁が高いのかなと感じます。</p> <p>保護後のサポートを手厚くすることは、一時保護所への安心感を高めるきっかけになると思います。</p>	その他	<p>一時保護解除後のサポート体制を強化していくとともに、適切に情報が伝わるよう、検討していきます。</p>
39	その他	<p>厳密に18歳以下と決めきらないで、状況によっては18歳以上でも柔軟に受け入れられる体制をとっていただきたいです。</p> <p>(在学中、所属なしの場合など)</p>	その他	<p>気持ちに寄り添い、丁寧に対応していきます。また、児童相談所で対応できない場合であっても、適切な相談先につなげていきます。</p>
40	その他	<p>色々な事情はあると思いますが、入所していただけるのは2か月までという期限を厳守していただきたいです。(実習でお世話になったことがあります、特殊な環境だと感じたので長く居ると感覚がおかしくなってしまうと思います)</p>	その他	<p>長期の一時保護が必要な場合には、通学支援や一時保護先の変更など、こどもがより家庭的な環境で生活できるよう配慮していきます。</p>

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
41	その他	<p>特に都市部の児相では一時保護所の定員超過や入所の長期化が課題と聞く。一時保護施設の設備・人的配置・運営の質向上はいずれも大切だが、そもそも閉鎖環境で長期的にこどもが保護されている状況を放置すべきではない。里親制度の更なる拡充に加え、社会的養護施設の体制強化、人的配置が喫緊の課題と思われる。現在は低年齢加算・加配のようだが、トラウマや愛着障害を抱えている子の行動化は高年齢になればなるほど激しいと思うので、高年齢児や愛着障害の児童については、要件を整理し、加算・加配がつくような制度設計にした方が良いのではないかと。予算は施設の多くが定員払いになっているが、現員払いにした上で、一時保護専用施設を設けるか自立支援事業利用？を除く定員充足率を年間平均で85%以上の過年度実績がある場合との条件を付け加算がつくようにするなど、経営含めたインセンティブが機能するようにしてはどうか。あるいは、一時保護中に社会的養護の方針を児童相談所が立てた児童について、社会的養護側は1週間以内に受け入れの可否と可の場合は3週間以内の間に入所日を回答しなければならない、との文言を加えたらどうか。設置と運営に関わる条例なので難しいとは思いますが、教育委員会・子ども青少年局ならびに関係機関は一時保護施設に児童が滞留しないよう協力する義務を有する、などの決意表明を明記すべきではないかと。</p>	その他	<p>一時保護施設の定員超過や入所の長期化は、児童相談所と家庭や児童福祉施設等の調整と大きな関わりがあります。いただきましたご意見は、児童相談所職員の支援や社会的養育の推進体制のあり方に関わる内容となっていますので、これらの検討の中で、参考にさせていただきます。</p>
42	その他	<p>里親家庭です。一時保護を4人ほど受けたことがあります。その際に感じたことですが、一時保護児童の親が県や市をこえてしまった時、慣れ親しんだ里親さんとの関係が途切れないようにしてほしいです。子供にはなんの罪もないのに県や市が変わったというだけで継続的な支援が滞ることのないように、横の連携の強化をお願いしたいです。</p>	その他	<p>こどもの支援は継続性を持って行う必要があります。転居等がある場合には、支援の継続性を保証するために、転居先に丁寧に支援を引き継いでいきます。</p>

No	項目	ご意見	対応状況	ご意見に対する本市の考え方
43	その他	小学校で行われる生まれた時の振り返りの授業について。これだけ多様性を訴える世の中になってきたのだから生まれが異なることも増えてきていると思います。命の大切さを学ぶ授業に変更できないでしょうか？この授業のたびに悩む里親家庭のことも考えて欲しい。	その他	こどもの背景が多様になってきている現状の中で、授業の中で傷ついたり、悲しい思いをしたりする子が出ないように、安心して学べる学校づくり、環境づくりを教育委員会として啓発・推進していきます。
44	その他	こどもと保護者にとっての最終的なセーフティネットが児童相談所と思っています。 区役所のこども家庭支援課も子どものための機関であるとは思いますが、最終的にこどもを保護して守ってくれるのは児相だと思っています。 各区のこども家庭支援課の業務内容の必要性がよくわかりません。 児相の職員が手厚くなり、職員一人当たりの抱える案件が少なくなることが、児相を必要とするこどもと保護者のための支援の充実に繋がるのではないのでしょうか。	その他	区役所のこども家庭支援課では、こどもご本人からの相談や、妊娠期・乳幼児期から思春期までの子育てに関する相談について、身近な地域の相談支援機関として、切れ目のない支援に取り組み、児童虐待対応と未然防止に努めています。また、児童相談所とも連携しながら、適切な役割分担のもとに虐待の重篤化を防ぐことで、児童相談所の支援の充実にもつなげていきます。こどもと保護者の支援の充実に向けにご意見を参考にさせていただきます。 また、児童相談所の職員は児童福祉法等に定めた基準に基づき配置しています。支援を必要とするこどもたちのために、引き続き人材の確保及び育成を進めていきます。
45	その他	親自身が問題を抱えていることが多い気がします。親のカウンセリングを行い親の問題を解決することも重要に思います。(子との接し方を理解すること) 今後どうしていくかは別室で親と子の意見を両方確認して子の真実に従い 児童相談所が動く必要があるように思えます。	その他	児童相談所に対応している中で、家庭全体の課題解決が必要なことも少なくありません。課題解決のため、こどもの側からだけでなく、多角的な支援を進めていきます。
46	その他	児童相談所の職員が明らかに足りていない。対応が遅れたり不十分になったりしているので、早急に対策してほしい。	その他	児童相談所の職員は児童福祉法等に定めた基準に基づき配置しています。支援を必要とするこどもたちのために、引き続き人材の確保及び育成を進めていきます。

■子ども（こども用申請フォーム）からのご意見

さんどう 賛同	じょうれい こっしあん ないよう おな ふく いけん 条例（骨子案）の内容と同じまたは含まれるご意見
さんこう 参考	じょうれい き おこな さんこう いけん 条例で決めたことを行っていくときに参考とすることのご意見
ほか その他	じょうれい こっしあん ないよういがい いけん しつもん 条例（骨子案）の内容以外のご意見やご質問

No	こうもく 項目	いけん ご意見	たいおうじょうきょう 対応状況	いけん たい ほんし かんが しかた ご意見に対する本市の考え方
1	しょくいん 職員	（一時保護中に）にげたこどもがい たから、大人の人数がたりないとお もった。	さんどう 賛同	いちじほご 一時保護されるこどもと一緒にすごす しょくいん かず じょうれい き いま 職員の数を条例で決めます。今まで よりも職員の人数を増やします。
2	しょくいん 職員	職員数を確保し、職員が複数で対応 すれば、稀に起こる職員による犯罪 も防げると思う。 老若男女の職員がいることで手厚い 支援ができるのではないと思う	さんどう 賛同	いちじほご 一時保護されるこどもと一緒にすごす しょくいん かず じょうれい き いま 職員の数を条例で決めます。今までよ りも職員の人数を増やします。また、 しょくいん にんずう ふ 職員の男女の数ができるだけ同じくら いになるようにします。
3	せつび 設備	1人で寝るの嫌な人用に何人かで寝 れる部屋とかほしい。	さんどう 賛同	いちじほごしせつ ひとりべや ふくすうにん 一時保護施設では、一人部屋と複数人 べや ようい じょうれい 部屋を用意することを、条例で決めま す。どちらの部屋を利用するかは、こど もに合わせて、決めていきます。
4	せつび 設備	ねんれいかんけいなく、自分でひと り部屋か、それいがか、決められ るほうが、いいと思う。	さんどう 賛同	いちじほごしせつ ひとりべや ふくすうにん 一時保護施設では、一人部屋と複数人 べや ようい じょうれい 部屋を用意することを、条例で決めま す。どちらの部屋を利用するかは、こど もに合わせて、決めていきます。

No	こゝもく 項目	いけん ご意見	たいおうじょうきょう 対応状況	いけん たい ほんし かんが かと ご意見に対する本市の考え方
5	せつび 設備	同年代の子どもは2～3人部屋でいいとおもう。でも一人になれる時間もほしい。	さんどう 賛同	いちじほごしせつ はひとりべや ふくすうにん 一時保護施設では、一人部屋と複数人部屋を用意することを、条例で決めます。どちらの部屋を利用するかは、子どもに合わせて、決めていきます。
6	うんえい 運営	ほごされたりゆうをせつめいするのはいいとおもう。ぼくはふあんになったから。	さんどう 賛同	いちじほご りゆう せつめい 一時保護された理由をきちんと説明するように、条例で決めます。職員はそれを守ります。
7	うんえい 運営	どんなおもちゃがあるよとか、いつそとにいけるよとか、どんなことができるよとか、おしえてほしい いつお母さんにあえるよとか、これからのことをおしえてほしい ひとりですぐすのはこわい こまったときにだれにはなしたらいいかおしえてほしい	さんどう 賛同	いちじほご りゆう せつめい 一時保護された理由をきちんと説明するように、条例で決めます。職員はそれを守ります。
8	うんえい 運営	こどものいけんをきいて大人がこどもに何をあげたいかを考えるのが大切だと思いました。	さんどう 賛同	いちじほご いけん 一時保護されたこどもの意見をきちんと聞くことを条例で決めます。 そして、職員はどんなことができるのかいっしょに考えて、こどもに伝えます。
9	うんえい 運営	月一か週一くらいでカウンセリングの時間を作っただ方が良く思う。そうしないとその子の変化が分からないし、前よりも喋ってくれる！とか前より心開いてくれる！っていうのがカウンセリングによって分かるはず。	さんこう 参考	いちじほごしせつ たんどう 一時保護施設で、こどもと、担当の職員や心理を担当する職員が話を する時間を作り、今思っていることを聞いたり、これからどうしていくのかをいっしょに考えます。

No	こゝろく 項目	いけん ご意見	たいあうじょうきょう 対応状況	いけん たい ほんし かんが かた ご意見に対する本市の考え方
10	うんえい 運営	<p>もっとたくさん外に出る時間がほしい。</p> <p>たまには好きな時間に好きなことしたり寝たり起きたり 1日自由な日がほしい。</p> <p>いつでも自分の部屋に行きたい。</p> <p>ご飯とかリクエストしたい。</p> <p>スマホがほしい、ゲームがもっとしたい。</p> <p>もっと自由時間が欲しい。</p> <p>お腹空いた時に少しでも何か食べれるものが欲しい。</p>	さんこう 参考	<p>いちじほごしせつ 一時保護施設で「してはいけない」</p> <p>「持ち込んではいけない」などのルールをできるだけ減らして、ルールが必要</p> <p>なときは、こどもにきちんと説明することを、条例で決めます。</p> <p>こどもの意見を聞きながら、一時保護施設でのルールをどのようにしていくか考えていきます。</p>
11	うんえい 運営	<p>朝起きる時間が早すぎる。せいぜい土日祝日の起床、就寝は自分の好きな時間にしたいと思う。1日を一時保護所の施設内で過ごすって書かれてあるけど、鬱気味な子とか外に出ない環境だった子もいるかもしれないから、ショッピングとかレジャー施設とかに連れて行ってあげても良いと思う。あとは中学生くらいになったらメイクとかオシャレにも興味がでてくると思うから、上で書いたようにショッピングに連れて行ってあげたりメイク、ヘアメイクもやらせてあげたい。だから数台ヘアアイロンとかヘアセット出来るものを置いたりコスメも置いてあげて欲しい。でもやっぱり1番はお出かけしたいと思う！</p>	さんこう 参考	<p>いちじほごしせつ 一時保護施設で「してはいけない」</p> <p>「持ち込んではいけない」などのルールをできるだけ減らして、ルールが必要</p> <p>なときは、こどもにきちんと説明することを、条例で決めます。</p> <p>こどもの意見を聞きながら、一時保護施設でのルールをどのようにしていくか考えていきます。</p>

No	こま目 項目	いけん ご意見	たいおうじょうきょう 対応状況	いけん たい ほんし かんが かた ご意見に対する本市の考え方
12	うんえい 運営	塾のように学習支援もできると、子どもの安心や自己肯定感の向上につながると思う。	さんこう 参考	いちじほ ごしせつ きょういく 一時保護施設での教育について、 じょうれい き つうがく しんがく 条例で決めます。通学や進学などに きょういくいいんかい かよ ついて、教育委員会や子どもが通う がっこう きょうりよく いちじほ ご 学校とも協力しながら、一時保護 しせつ がくしゅう 施設にいる子どもが、きちんと学習で きるようにしていきます。
13	ほか その他	パパとママがけんかしてつらい。パパにあいたい	ほか その他	はなし おとな きも つらいときは、話ができる大人に気持 はな ちを話してみましよう。LINEなどで そうだん も相談できます。

No	こどもく 項目	いけん ご意見	たいおうじょうきょう 対応状況	いけん たい ほんし かんが かた ご意見に対する本市の考え方
14	ほか その他	<p>父親から性的虐待を受けていることを児童相談所に相談に行ったら、18才の誕生日を少し過ぎているというだけで受け付けてもらえなかった。児童福祉法で18才未満と定義されていることはもちろん理解は出来るが、誕生日が少し過ぎてくくらいで子供の置かれた状況が異なるわけではないため柔軟な対応が必要である。22歳まで(大学卒業)支援が行われたり、保護中に18歳をむかえた場合は継続されていると記載がある。悩んだ末に相談に行ってもそんな理由で追い返された子供の絶望がいかにばかいか想像してほしい。</p> <p>私が規定上一時保護と相談業務が児童相談所で出来なくてもせめてして対応して欲しかったことがある。それは母親にその事実を伝えることを手伝って欲しかった。それが面談でなくても、電話であったとしても書面であってもそのような内容の相談があったことを公の立場から告げて欲しかった。児童相談所で断られたため、母親に言ったところ、無かったことにされただけだった。たったそれだけのことをお願いすることすら憚られるような雰囲気は児童相談所にはあったのだ。母親とて公の場所がこのことを知っていることはある程度のプレッシャーを感じる事態になるだろう、しかしそこで断られたのだから握り潰せると思ってもおかしくはない。児童相談所にとって大したことない対応が、大きな悲劇を生んだことを重く受け止めて欲しい。</p>	ほか その他	<p>じどうそうだんじょ そうだん 児童相談所にご相談をいただいたときに、しんみ ていねい たいおう 親身で丁寧に^{たいおう}対応ができずに、もう わけ 申し訳ありませんでした。</p> <p>いただいたご意見を重く受け止め、18歳 いじょう かた そうだん ばあい 以上の方の相談があった場合でも、 きも よ そ ていねい たいおう 気持ちに寄り添い、丁寧に^{たいおう}対応して きます。また、児童相談所で対応でき ない場合であっても、ばあい てきせつ そうだんさき 適切な相談先に つなげていきます。</p>